当該事業施行区域を含む合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第五条　令和七年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.6」とする。

［削る］

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和七年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位とは、当該事業施行区域を含む合併関係市町村の算定前年度の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

（「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定方法の特例）

第五条　令和六年度に限り、「消防費」の密度補正Ⅲ係数の算定については、第九条第一項の表市町村の項第一号「0.5」とあるのは「0.7」とする。

（市町村の「その他の教育費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条　令和六年度に限り、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町の「その他の教育費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定については、第十条第十四項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

$$51{,}300\text{円}\times\{(E\times J/I)-F\}+47{,}400\text{円}\times\{(G\times J/I)-H\}$$

$$4{,}420\text{円}\times A\times B\times(C+D-1)$$

（E×J／I）－Fが0.000を下回る場合は0.000とする。

（G×J／I）－Hが0.000を下回る場合は0.000とする。

算式の符号

A　測定単位の数値

B　段階補正係数

C　密度補正係数Ⅰ

D　密度補正係数Ⅲ

E　学校基本調査規則によつて調査した令和５年５月１日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数

F　第５条第１項の表中14の児童数

G　学校基本調査規則によつて調査した令和５年５月１日現在における当該市町村立の中学校に在学する生徒数

H　第５条第１項の表中18の生徒数

I　当該市町村の令和５年１月１日現在における住民基本台帳登載人口

J　当該市町村の令和６年１月１日現在における住民基本台帳登載人口

（市町村の「地域振興費」の普通態容補正Ⅰ係数の算定方法の特例）

第六条の二　令和六年度に限り、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の特定非常災害として指定された令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村のうち、一から人口を令和二年九月三十日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数が〇・二三四を上回る市町村である熊本県球磨郡球磨村の「地域振興費」のうち人口を測定単位